

第43回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成30年11月1日（木）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（裁判所ウェブサイトの利用について）に関する意見交換

別紙第2のとおり

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

平成31年2月28日（木）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	有	本	耕	平
同	生	野	考	司
同	大	平	秀	子
同	岡	田	雅	夫
同	坂	本	万	明
同	柴	田		真
同	名	合	弘	治
同	松	島	幸	三
同	万	殿	純	子
同	善	元	貞	彦

(五十音順)

(別紙第2)

《今回のテーマに関する意見交換》

委員長

それでは、今回のテーマ、裁判所ウェブサイトの利用についてということで御議論を頂きたいと思います。裁判所側からの提案ということですので、先ほど来お話がありましたように、裁判所側からまず岡山地家裁のウェブサイトの現状等について御説明いただいて、その上で質疑をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明（裁判所ウェブサイトの現状について）

委員長

今後の課題ということで、利便性の向上、包括的な広報についても語りたと思いますけれども、できるだけ利便性の向上ということに絞って、ちょうど三つ論点を上げていただいておりますので、ここに議論が収れんするように御発言いただければと思いますが、取りあえず裁判所の説明に対して御質問がありましたら、まずそこからお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。御意見でももちろん結構ですけれど、今日までの間にこのウェブサイトアクセスした方はいらっしゃいますか。説明を聞いてるとすごくすいすい進んで分かりやすいと思うのですが、実際自分でやってみるといかがでしたか。

A委員

拝見させていただきました。それで、今説明をしていただいて、こういう構図になっていたのかというのがはっきり分かったということが正直なところですよ。それで、いろいろなところを拝見させていただいて、例えばここにアクセスしてこられる方は専門的な知識がない方もたくさんいらっしゃると思うので、もう少しいろんなキーワードを入れたら、こんなことをしたいとか、こうするときはどういうふうにすればいいのだろうかというような曖昧な文言を入れてみると検索ができるようなスペースがあれば、もっと使いやすいのではないかなというふうに思いました。それで、法テラスさんの画面を少し拝見したのですが、そこが割にQ&Aのようなものがあって、このようなときにはどうしたらいいのというような箇所があったので、これは分かりやすいなというふうに感じました。

B委員

法テラスのことです。私は法テラスの岡山中央事務所長をやっていますが、ありがとうございます。それで、実際そうなんですけれども、法テラスが一番使いやすいというか、法律問題のことは法テラスに電話してこられるときに、まず法テラスのほうから、普通はQ&A等で説明するのですけれども、法テラスのほうから詳しくは裁判所のほうのウェブサイトを見るようお話しすることにしたいと思っています。あとは、弁護士が普通に電話等で相談を受ける場合があります。無料相談をうちではやっているのですが、その際に、法テラスを使う場合の弁護士費用というのがあり、かなり低い金額で抑えているのですが、やはり負担感を感じる方が中にはおられます。そのときにやはり裁判所に行ってこうしたいという方がおられますので、そういう方については、弁護士のほうから裁判所のウェブサイトに誘導するという形にしていけたらいいかなというふうに感じました。

委員長

ほかの方で、経験して何かご感想がありましたら、どうぞ。

C委員

サイトを拝見させていただいたのですけれども、少し技術的なところになるのですけれども、閲覧のブラウザが、多分インターネットエクスプローラーを使われているのではないかと思うのですが、今は大体多いのがグーグルクロームじゃないかと思うのですけれども、私もふだん使っているのはエクスプローラーじゃなくてグーグルクロームを使っているのですが、それで岡山地裁のトップページを表示すると、一部表示されない部分が出てきておまして、グーグルクロームだと、このトップページの表示が見にくいですが、その左上から3段目にある「裁判所について」について、それから「裁判手続の案内」、その次が「規則集」になっていると思うのですけれども、これが右端に移って、その他の採用試験情報からずっと上、関連サイトへのリンクまでがグーグルクロームで見ると表示されてなくなっておりまして。

D委員

そこにカーソルを合わせると出てくるんですね。

C委員

ええ。それで、下に空白の部分があって、そこにカーソルを合わせると出てきます。以前はインターネットエクスプローラーが多かったと思うのですけれども、今はグーグルのほうが多いのではないかと思いますので、そこはブラウザをどうするかということを考えられたほうがいいのではないかと思います。

委員長

私はインターネットはよく分からないので、今の話は分かったような、分からないような感じですが、技術的な御指摘だったと思います。

D委員

先ほど少し指摘されていたように、このサイトはサイト内検索がほとんど使えないですよね。実際、今「岡山」と入れても目的のページに全然たどりつけていなかったと思うのですが、それが岡山の地家裁のページで検索した場合に、何かきちんと岡山の情報が出てくるようにしないと、情報が膨大で、たどりつけません。サイトマップというのが見えますけど、サイトマップを開いても全国のネタしかないで、これもまた機能しないです。これをずっと下まで行くと、岡山が出てくるのですが、見ていただけませんから。とにかく全体像が分からなくて、自分たちのところに行けないという点が少し惜しいなと思います。

委員長

今の御指摘は岡山だけではなくて全国的な問題ですかね。

E委員

ずっと拝見させていただいて、自分でもアクセスしてみて、印象としては非常に開かれた、公開されたイメージを持っております。構成も非常に親近感があったり、それでいてタイムリーで、非常に柔らかい、ソフトな表現をされているというイメージですね。市民が理解しやすいという印象を受けました。特に私の印象ですと、地域性に非常に工夫を凝らしていて、特に平成30年の7月豪雨について岡山地裁は、掲載されていて、非常に地域に優しい、地域性のあるサイトだなと思いました。我々も裁判所については、閉鎖的というか、固いというイメージがあるわけですが、そういう意味では開かれたサイトを作られているという印象を持ちました。それで、先ほど話がありました広報については、傍聴とか見学というところが非常に丁寧に作られていましたし、本来公開している広報ということの課題に対して応えているのではないかと思います。

委員長

裁判所側としてはうれしい発言だったような気がします。今、新着情報を特に中心におっしゃいましたか。

E委員

そうですね。そこが一番上に書かれていたところですね。裁判所としては、現在最もタイムリーなコンテンツだったのかなと思っています。

委員長

たしかに新着情報というのはすごく大事だと思いますので、新着が旧着にならないように、管理をしっかりしていただく必要があると思います。

F委員

必要に応じて初めて見るサイトですから、どちらかというとなじみのないサイトだと思います。私は以前女性相談所のほうにおりまして、一番裁判所と関係があったのが保護命令の関係です。それで、保護命令の書式が欲しくて検索をしたところ、岡山地方裁判所では詳しい保護命令についての説明、とてもすばらしい説明がありました。ただ、岡山には、書式についての事例がなく、福岡県や埼玉県の書式が出てきてしまいます。県民の皆様には、保護命令はこういうものでこういう内容が必要だと説明するときに、やはり地方裁判所のこのサイトを見てここに書式がありますと御説明をさせていただくとやりやすいかなというふうに思いますし、それから、裁判所によっては、PDFとワードに分けて書式を載せてもらっているので、それをその場で打ち込んで作成するという利便性もあるなと思います。少しピンポイントのお願いにはなりますが、そのような書式の整備をしていただけたらと思います。

委員長

大変貴重な御発言だったと思いますが、特に書式というのはたくさんあるんですね、これは。そんなにたくさんないのですか、僕はよく知らないですけど。これはチェックしてできるだけ、やっぱり一番大事、ウェブサイトアクセスする人は多分それが最終目標じゃないかと思いますので、これは是非御検討いただきたいことだと思います、御指摘ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今までの御発言に対して、何か事務局のほうから意見などありますか。例えばサイト内検索は、地裁のホームページで処理できることですか。

事務担当者

サイト内検索となると、一応全国統一という形で最高裁が管理しています。

委員長

是非、今回の地裁委員会の意見を伝えていただければと思います。

D委員

そもそも裁判所へのアクセスがどこに載っているのかが分かりません。それで、今回初めて知ったのですけれど、岡山県の地図をクリックすると出てくるのですが、地図に文字がかぶっていて、それが分からないんですよ。これはアクセスとどこかにきちんと目立つように書けばいいのになと思いました。それで、先ほど御紹介がありましたけれど、県内の裁判員制度の関連情報というところまで行くとアクセスというところが出てきて、それは多分本庁だけだと思うんですけどね。地図に気づいた人だけが裁判所の地図にそれこそアクセスできるというアクセス障害が起きているということになります。

委員長

確かに字が背景の絵にめり込んでいますね。気が付かない。これはすぐに改善できるのではないですか。裁判所の職員の方たちは、ホームページを御覧になることはあるのですか、少し委員さん方に御説明を。

G委員

今は裁判所、各裁判官だとか書記官は、自分の机の上のパソコンで頻繁にウェブサイトを見られるようにはなっていないですが、見られるパソコンもありまして、それで見ることができます。内部におりますから、ふだん見ることは余りないのですけれども、これまでたまに見たことはあります。このツリーにありますように、非常に理路整然と整理されているもので、このツリーさえ頭に入っていれば勝手に検索できると思うのですけれども、正直言って、私なんかはたまに担当裁判官は誰だったかなと探してもなかなか見つからないと、探せないということもありました。これはもう正直なお話ですけれども、最初のトップページのどこから入ればいいのかというのもなかなか分からなかったですね。それで、先ほど出ましたように、例えばDVの関係を調べようと思えば、このツリーで言いますと、「裁判手続を利用する方へ」というところにまず行って、そこから地方裁判所の手続でDVということになっていますけれども、これを「岡山家庭裁判所について」に入ると、それはなかなか見つけれられないということになってしまいます。「裁判手続を利用する方へ」に行っても、地方裁判所の手続だということが分からないと、そこに行けないというようなことになっていまして、まず手続を知っていないと使えないというのは、やはり使い勝手がよくないのかなと思いました。それで、先ほど出ましたように、例えばキーワードで検索するとか、Q&Aで検索するというのはたしかに一つのいいアイデアかなというふうに思っています。ですので、全体としては非常によくできていると思うのですけれども、一般に使い慣れてない方がパッと探そ

うというときには、まだまだ工夫の余地があるのかなと思います。これは飽くまでも個人的な意見としてですけれども。

委員長

私も放送大学にいたときに学生から電話がかかってきて、その学生が画面を見ながら職員が教えるのですね。画面のこちら側にこういうのがありましてなどと言って。そういう問い合わせのサービスはないですか。これは大変な作業だなど思いましたけれど、大分時間がかかるということですから、そういうことって別にこれは裁判所だけじゃなくて、銀行さんにはそういうのはないですか。銀行も当然持ってますよね。それで問い合わせなどはありませんか。

A委員

銀行では、ホームページについてお客様から電話を受ける専門部署があります。お客様サポートセンター、そこは専門の社員が、お客様が見ている画面を一緒に操作をしながら、インターネットバンキングというネットを使って振り込みをしたりとか、投資信託を購入したりなど全部します。ただ、インターネットに熟知されているお客様が電話をかけてくるとは限らないので、基本そのお客様がどの程度インターネットを御理解しているかというところからまず始めるという気が遠くなるような作業をしているのも事実です。

委員長

ほかに御意見、御質問、もう少し厳しい意見がどんどん出るのではないかと思っていたのですが、意外と評判がいいみたいですけれど。

D委員

厳しい意見を言っているのかなと思っていたのですが、皆さん優しいなと思いでして。ほかとあえて比べますけれど、お隣の広島や高松は、正直もっと見やすいですよ。先ほどのG委員の意見に関連するのですが、地裁と分かっていないと検索ができないとか、たどりつけないとか、家裁と分かっていないとたどりつけないという問題は広島では起こりにくいですね。広島だと、「裁判手続を利用する方へ」というところがあると思うのですが、広島だと、この通常訴訟の場合はこっちとか、民事執行の場合はこっちとか、すぐに出てきて分かりやすい。すぐにどんな手続かが一覧でバツと出てくるのですが、これが岡山だと非常に分かりにくいですね。情報は多いのですが、多すぎて地裁か家裁かが分からないとたどりつけない。自分が利用しやすい手続は多分皆さん胸に残ると思うんですね。法律相談とか、法テラスで訴訟がいいと言われた、調停がいいと言われた。調停という言葉をもっと残しておいて、そこからたどりつけるようにしておかないといけないかなと思いました。

委員長

今お話に出た広島とか、そういうのは参考にはされているんですよね。余り参考にはされていないですか。

事務担当者

参考にしている部分もあるとは思いますが、余り見ていないというのが実情でございます。

委員長

まあ、裁判所の内部の人はやっぱり分かっていることが多いから、市民にやってもらって意見などを出さないと無理かもしれませんね。

最初にA委員から出たキーワードについて、少しG委員からも出ましたけれど、これはかなり大ざっぱな捕まえ方でもたどりつけるようにということですね。

A委員

例えば、DVで悩んでいる場合、DVという言葉の一つ入れれば、それに関連するものがざっと出てきて、その中から自分が必要な情報がとれるというようなサイトになると使いやすいかなというふうに思います。

委員長

そういうのは、裁判所のホームページではなくて、検索エンジンというのですか、ああいうので出てくるのではないですか。だから、その辺の使い分けが難しそうな気がしますけどね。つまり、裁判所のホームページでやると、限りなくキーワードが必要になってきそうな気もするのですけれど。

D委員

DVでサイト内検索をすると、DVDが出てきます。全く使えない。

委員長

難しいみたいですね。先ほど、説明の中で利用状況について少し言及がありましたけれど、訪問者数に何か目標などあるのですか。これだけ来ているなというぐらいの。

事務担当者

特に目標数はありません。

委員長

それこそ大学ですと、受験生の数に直結するものですから、かなり神経質になるのですね。私も少し昔大学にいた頃、私が理事をやっていた頃のホームページが非常に評判が悪くて、幾つかの学部長から、何とか変えようというような意見が出たことがあります。他の大学、特に私立大学はすごいホームページを作っておられて、それには対抗できないような感じでしたけれど。そういう競争のようなものは多分裁判所にはないのだろーと思いますね。どこかと競争してということは。だから、利用者が本当に利用しやすいようにということ言えば、外の人意見を聞くことを考えて、もちろん今日もその場ですけれど。この場にいらっしゃる方も、ウェブサイトを使い慣れている方が多いのではないかという気がするので、もっとそういう機会を別に設けて、市民の意見を聞くという機会を作る必要があるのではないかということ少し感じたのですけれど、いかがでしょうか。

B委員

ウェブサイトと直接関係する話ではないのですけれど、法テラスでは、実はいろんな手続案内というのをやらせてもらっていて、法律案内の具体的な相談があった場合に、それを聞き分けて、裁判所に行くか、弁護士さん等に職員が情報提供をしていくのかということを考えています。例えば、DVの話になった場合に、弁護士さんに対応していただくのか、それとも裁判所に行けばいいのかという話になったときに、いきなり裁判所には行けませんので。裁判所のウェブサイトを見ても限界があると思いますので。そこで、ウェブサイトに詳しくは弁護士さんに確認していただくというようなことを記載していただいて、説明のところはこちらに回していただくというような分業が必要ではないかと思います。そのためには、やはり裁判所、法テラス、弁護士会など、いろんなところがある程度の意思疎通を行う必要があります。今、非常に情報提供機能の面で、本当に優秀な方が多くて、弊社のほうもパワーアップしていると思います。法テラスもそこに今非常に集中しております。やはり辛抱強くできないというような方もおられますので、通常我々が一般に

ある程度相談を受けたときに自分でしたいと言われたら、じゃあ取りあえず裁判所に行かれたらどうですかとか、取りあえず引き上げましょうと言われてやめているのですけれども。

委員長

今日の話について何か伺いすることはありますか。

H委員

自分では見たことがないので、皆さんのおっしゃったことを伺っているだけですけれども、情報量が多分すごく多い。それは利用者の方に良かれと思っさせているのだと思うのですが、多ければたどりつくのが難しくなります。先ほど委員が体系的に並べられているとおっしゃいましたけれど、それは体系的には良いかもしれませんが、利用者にとってみれば、例えば、DVですとか、労働関係の民事訴訟、あるいは紛争があつて、それに対してどこを見に行ったらいいのでしょうかということになりますので。こういう社会事象があつた場合に、それについての情報が欲しい、アクセスしたいのだけれどもどうすればいいのだろうかという。先ほどどなたかからよくある質問というのを作ったら分かりやすいというようなお話もありましたが、そちらのほうからたどりつくようなルートを作る、あるいは検索機能を充実させるなどすると、今ある情報をより利用者に拡散しやすくなるのではないかと思つた次第でした。

委員長

たしかに、裁判所の組織とかそういうのは、余り利用者は気にしないですね。そういうことはとても大事なことじゃないかという気がします。つまり、本当に裁判しようとしている人、手続を開始しようとする人は、それ以外の情報って本当に邪魔になりますよね、ある意味ではね。そこをどうやって把握するのかというの

は、すごく難しいことのような気がしますけれど。裁判所の組織なんて誰が関心を持つのでしょうか。就職したいという人を見ることはあるかもしれませんが、普通の利用者は余り見ないような気がします。所長さんの前で言うのも変ですが、所長さんが変わったときに、裁判がそれでよくなるとかそういうことはないでしょうし、非常にデリケートですね。貴重な御意見をありがとうございました。注文を付ける御発言はほかに、D委員さん、もう全部出していただけますでしょうか。

D委員

質問ですが、支払督促のオンラインはどこで使われているのでしょうか。これもまた分かりにくい。

委員長

あることはあるのですかね。

G委員

督促異議で地方裁判所に何件か来るのを見たことがありますが、岡山ではほとんど見かけないのが実情かなと思っています。ほかの裁判所、やはり東京のような大きなところでいくつか見たことがありますが。実際の利用状況もそういうところかなというふうに推測しているところです。

C委員

先ほどからのお話も、それから冒頭の説明でもニーズがやはり高いのが手続に関することだということで、今のホームページですと、トップページの右上の岡山地方裁判所の地家裁についてというところをクリックして初めてこの第三階層に行くということで、意識すれば気付くのですが、全体のトップページの領域からすると非常に目立ちにくい。この裁判所のホームページ自体が最高裁の中に入ってい

る形で、地家裁の編集可能エリアというのが非常に限られたホームページの作りになっていますが、ニーズがそういう手続のほうにあるのであれば、新着情報が今ホームページで非常に多くの領域をとっていますので、ここを圧縮して、そういったニーズに対応したものを、ここにポッと載せるという編集の仕方もあるのかなというのが一点です。それから、もう一点はアクセスの仕方ということで、これは机の上でパソコンを開いている状態を前提とした話だと思うのですけれども。実際学生の方もそうだと思うのですけれども、今はパソコンを使うよりも、スマホでネットにアクセスする方のほうが多くて、中にはもうスマホは使えるけどパソコンは使えないというような若い人もいるぐらいです。それで、スマホで岡山のこのホームページにアクセスした場合、パソコン用のホームページと同じものがスマホの画面に出てきて、小さな字になっております。多くの方がまずスマホで見ると思うので、通常はホームページをパソコン用のものと、スマホ用のものを二つ用意するというのがごく今自然な形かなと思います。今こちらの場合はスマホ用の形式はまだなく、パソコン用のものがそのままスマホの画面に出てきます。気軽にアクセスするという点で、スマホ対応ができていないということについては課題ではないかと思えます。

委員長

なるほど。これはもう企業等では両方用意されてるわけですね、

E委員

100万円ぐらいですかね、スマホ用のサイズに変える費用が。条件によっては100か150万円ぐらい、そのくらいかけてスマホ用のサイズにはしています。

委員長

では、パソコンになると少し処理すれば見えそうですね。

これも貴重な御意見だったと思いますが、予算絡みのものは所長さんも頭が痛いかもしれませんけれど。でも、これは全国的な課題ですよ。岡山地裁だけではなくて。是非団結して予算要求をしていただければと思います。

E 委員

先ほどの法テラスと裁判所は両輪というか、そういう役割分担かなと思うのですが、商工会議所でも、企業の中で法律などに携わっている方に間に1回入ってもらって、それで弁護士に回すとか、あるいはそういう関係の専門家にも回す計画なりがあると思うのですが。商工会議所でもやはり入り口の部分で、商工会議所のサイトを見てくださいと言って、それでも分からない方には訪問して対処しています。経営指導員という方がいまして、その方が中小企業診断士や経済産業省へ問い合わせたりして入り口でさばいて、結構そこで解決することもあります。今、法テラスも、企業のOBの方で法律を専門とされていた方に話を振って、ある程度そこで解決してしまうこともあります。私たちの会議所には、経営相談員がいて、この方は、簿記の2級とか1級を持っていて、経営的な部分の財務諸表をきちっと指導もできます。それで、専門家との間をつないでいくということがやはり必要ではないかなと思いました。今法テラスのお話を聞いて、商工会議所と似ているような役割を一部しているかなという感じがしました。サイトなどで解決できないものが多いと思うのです。フェイストゥフェイスでなければいけない。ホームページで解決できるということは本当にわずかだと思いますね。手続上の書式などを引き出してプリントアウトして、手書きで書いて出すというようなところまでもってける人はなかなかいないかなと思います。ただ、参考にはなるとは思いますね。そういったフェイストゥフェイスとかそういうところもやはり分担すべきではないかなと思いますけどね。

委員長

要するに、ホームページは知識を置くだけではなくて、そこにアクセスした人が解決の方法が見いだせるような、そういうものもセットする必要があると、そんな感じの御意見でしたね。ありがとうございました。これは、本当に利用者に対してはすごく大事なことではないかと思えますね。ほかに結構いい御意見を頂いてると思います。何か。今までは利便性の向上を主としてテーマにしてお話していただいています。広報という観点から御準備いただければと思いますが、いかがでしょうか。特に民間企業は、広報という観点がすごく強いのではないかと思うのですが、A委員何か御意見、そういう目から裁判所のホームページを見て気が付くことといいですかね。

A委員

中に入ってじっくり見ると非常にいいことが書かれていて、特に裁判員制度の裁判員の方の集まりですか。裁判員制度が最初は嫌だったけど、実際やってみると非常に良かったとか、経験できて良かったという非常にいいお話がたくさん載っていたので、ここの中に置いておくのはもったいないなと非常に思いました。ですので、もう少し前面にそういった裁判員制度について興味を持てるような見せ方の工夫が必要かなと思います。銀行では、毎年小学校の生徒を呼んで1億円を持たせて、実際に持ってもらったりとかするのです。それをプレス発表して、新聞社さんなどに取り上げてもらって、それを企業のアピールに使いますね。もっといい使い方があっていいかなというふうに思いました。

委員長

広報といっても、やっぱり民間企業とは裁判所というのは中身が違うような気がしますね。だから、例えば広報に力を入れるという場合に、裁判所としては何を考えて、つまり事件を多くしたいということではないですね。やはり利便性と何かつながっているのではないかという気がする。あとは人材寄せといえますか、

人を雇う場合もあるのではないかと思うのですけれど、利用促進というのは別にな
いと思うのですよね、裁判所としては。だから、その辺は民間企業とは随分違うふ
うにしているのが一点です。それと、もう一つやはり先ほど来御意見を伺っていま
すと、H委員がおっしゃったように、管理者側からの体系的なところがあって、
やっぱりそれを壊して、利用者のための体系作りというか、それを本当に考える必
要があるのではないかなということを感じましたね、皆さんの御意見を聞いてて。
それはどうやったらできるのかというのはよく分かりませんが、研究課題では
ないかなという気がしました。

H委員

発言者として、一つだけ申し上げさせていただきます。今せっかくある体系を壊
したほうがいいとそういうことを申し上げるわけではありませんで、多分別にこう
いうことがあったのですがどうしたらいいですかとか、こういうキーワードをク
リックするとリンクが飛ぶようにすれば、今あるものは今あるものとして、別に今
あるところに飛ぶためのリンクのコーナーを作って、そこに利用する人が関心を持
つだろうキーワードを置いておいて、そこをクリックすると飛ぶというようなこと
をすれば、今のものは今のものとして、多少の加工の手間暇でより訪れる人に使い
やすいホームページになるということがあるかもしれないと思った次第です。

委員長

分かりました。ちょっと私が言葉が足らなかったかもしれませんが、趣旨は
今おっしゃっていただいたようなことと考えております。

D委員

先ほど、裁判所の広報として利用促進の観点は余りないんじゃないかという話が
あったのですけれども、実際には先ほどB委員もおっしゃったのですが、費用対効

果を気にして手続を利用しないという方も多いです。弁護士を頼むとやはり費用が掛かるからと。それで、そういう方にはこういう手続で、こんな書式でという説明もするのですけれど、その説明をする際に、相談の場にパソコンを置いて実際に見せながら読むのですけれども、実際に説明もしにくいし、説明したとしても、利用者があとで家に持って帰って自分でたどれるような形になっていないので、そういう意味では利用促進という観点はやはりあると思います。最高裁のほうは、訴訟もさることながら、調停の利用なども流していると思うのですけれど、調停手続は本人でできるような、より本人でやりやすいような制度設計になっているはずで、そういう意味での利用促進というところがあつていいと思っています。あと、利用という点について言えば、また書式の話に戻るのですけれども、書式が上がっているものがほとんどですよ。それで、たまにワード、エクセルで編集、そこにそのまま書き込むような書式もあるのですが、これはなぜそういうことになっているのか分かっていないのかなと思います。実はこれ、裁判所でPDFで書かれているものも、表紙だけ手書きで埋めてあと別紙のとおりと書けば多分受け付けると思うのですけれども、そういう裏技もここに書かれていませんし、PDFをそのまま埋めなければいけないのかなと思っている人も結構いるのではないかなと思います。だとすると、裁判所も多分受け付けたときに困るのではないかなと思いますね。裁判所で本人訴訟だろうなと思う人に、窓口で書記官の方が丁寧に説明している姿をよく見かけますけれども、手書きで持ってこられた書類は結構扱いづらいのではないかなと実は思っていました、そういう意味でも今はIT化の社会ですから、この書式ももう少し利用者のことを考えたような公開の仕方にしていいのではないかなと思います。

委員長

今の御指摘、書式をPDFにしているのはなぜかということ。これは全国の地裁がそうなっているのですか。ここら辺も聞いておきたいのですけれど。岡山だけの問題なのかどうか。

事務担当者

まず、書式がPDFなのはなぜかということですが、ホームページを立ち上げた時点で、日本語ワードプロセッサがまだいろいろ分かれておりましてジャストシステムの一太郎であったりとか、あと現在のマイクロソフトワードであったりとかということもあり、裁判所としてこれというデータを決められなかったんですね。そうすると、特定のアプリケーションに依拠したデータをいろいろ入れたら、結局、ビューワーをインストールしないと見られないということで、一義的には誰でも見られるというPDFデータで投入したという経緯があります。ただ、現在大分マイクロソフトワードのほう幅を利かせてまいりましたので、私は前任庁が山口だったのですけれども、山口のほうでは、やはりいろいろと地裁委員会で御意見をいただいたのですが、そこでの御意見も踏まえて、ではもうワードで載せてしまおうか、エクセルで載せてしまおうかというように踏み切っているところもあります。ですから、逆に言うと、今皆様のほうでこういうのがもう一般的なオフィスのアプリケーションソフトなんだという御意見を聞ければ、裁判所が使っているオフィスアプリケーションソフトと同じであれば、ある程度そういった移行をしやすいのかなというふうには感じた次第でございます。

委員長

ということだそうです。

事務担当者

以前にもやはりその書式の関係で全国的なところを少し確認したことがありまして、岡山はPDFで上げているのがほとんどですが、ほかの庁ではワードとPDFを両方載せているところもありますし、もっと言うと、ワードと一太郎とPDFを三つ載せたりするようなところもありましたし、そこは各庁でまちまちということになっていまして、やはり統一できていないといったところはございますので、現状としてはやはり各庁でばらつきがあるのかなというところを一応申し上げておきます。

委員長

これは是非御検討いただきたいと思いますね。両方にとって利便性が高まるということですので。

B委員

利用促進ということで、今、D委員も言いましたけれど、簡易裁判所の利用は少ないというふうに聞いているのですが、私の経験ですと、調停だと絶対駄目かなというようなケースも、意外とまとまります。年間でも4件ぐらい。なぜかというところ、訴訟とは違った少し微妙な味わいがありまして、それを超えた白黒つけないようなところで、先を見越して、あるいは本物の人間関係を考えて相手を裁くと言いますか。調停もそういうのによって初めて、これは調停が開かれるその期日に当事者は、物すごく緊張して、無意識に緊張状態になります。それが毎回続くと、それぞれがその期日間で緊張を解こうと何とかしようとして、お互いが反論し、罵りあいながら、無意識に構えて考えるようになると思います。一番対立がピークに達したその直後ぐらいに多いのですが、パッと話がまとまります。調停委員さんとかあるいは弁護士の体験談をウェブサイトに掲載するというのもいいものですよ。最近感心したのは、損保会社の関係者の方が交通関係の民事調停に入るということで、私は最初は警戒したのですよ。つまり、その場合の基準でいってしまうのではないか

と言っていたのですが、後遺障害で自賠責でみられている。ではどこがポイントかなということ調停委員さんの話を聞いてるうちに何とか話してくれるのですよね。だから、調停前の被害者と調停に入ってから被害者で方針転換してしまいますものね。そういう意味では、それは非常にいい面があるなと思います。だから、もっと簡裁の民事調停を活性化してもらいたいなと思います。

委員長

これは中身の問題ですね、作り方の問題ではなくて。是非参考にさせていただければと思います。少し時間が経過してきたのですが、まだかなり時間を残していますので、意見が出尽くしたら終われば良いと思いますが、ほかに何か、せっかくの機会ですからどうぞ。

C委員

では二点。一点は、このホームページの中身で、ここに書かれているコンテンツは非常にきっちり書かれているのだと思いました。ただ1点気になったのは、元が最高裁から全体が構築されている関係で、利用してるときに、例えば岡山地裁のことでサイト内をいろいろ調べていると、このツリー図にもあるのですが、急に最高裁のほうへ飛んでいって、それがよく似た画面なので飛んでいったかどうか分からないままに、自分としては岡山地裁のホームページを利用しているつもりなのに、この画面上は最高裁のものが出てくるということで、そこは全国共通だということで同じものを載せているのだと思うのですけれども、利用する立場からすると行ったり来たりするというのが、非常に混乱する可能性があるのではないかということが気になりました。それから、もう一点は、これはいろいろ考え方はあると思うのですけれども、効果的な広報ということで、例えばホームページのトップページに写真が写っていると思うのですけれども、割と高い位置から、空撮までいかないと思うのですけれども建物をドーンと写しているのですが、例えば利用者が県民の

方とかの立場ということをもっとアピールするのであれば、あの位置から見ることはないのです、例えば普通に立っている位置から見える裁判所の建物を載せることで、県民目線といいますか、利用者目線といいますか。その建物の高さを言うのではないのですが、少し広報の仕方として、そういう考え方も御参考にさせていただければということで発言させていただきました。

E 委員

ウェブサイトと裁判の公開。アメリカの場合は、私は昔関心があったO・J・シンプソンというアメリカンフットボールの有名選手の殺人の裁判を行って、それを公開しているということで、非常に裁判に対しても関心が高い。例えば裁判所のサイトで動画で公開の裁判ができると、これは物すごいみんなテレビ局の放送よりも関心をもつではないかというようなことも一つあるのですが、今考えられることは、やはり先ほどの御意見にありましたように、私たちは誰も裁判員になる可能性を持っていると、それに対して経験者の意見というのは物すごく参考になる。皆さん会議で議事録として書いたものを伝えて表現しているのは当然理解しやすいのですが、それを動画で、顔が出たらまずいのでしょうか、そういう工夫をして、生のお声を非常にカモフラージュした形で出してもらおうと、物すごく理解度も高まるでしょうし、アクセスも上がるでしょう。広報とか、コンテンツの問題だと思うんですよね。皆さんが関心を持つようなコンテンツ、動画とかそういうもので、ただ文字がザーッと続いているというのではなくて、そういう工夫が必要だと思います。この裁判所のサイト自体がやはりそういうふうに文字でザーッと出ているところにも、少し違和感というか、近寄り難いみたいなどころがあるかなという感じもします。

委員長

アメリカの司法制度はやはり少し違いますから。特化したテレビ局というのもありますけど、1日中裁判や株式市況をやっているところもありますから。アメリカは、裁判というものがお上ではないですよ。裁判をするということは市民の権利みたいな意識があると思うんです。でも、裁判官が随分投票で批評されているらしいですね。だから裁判に対する考え方が根本的にアメリカとは違うということですね。だからテレビで、私も本当の裁判を見たことがないのですけれど、市民裁判みたいなものをやっていますね。正式な裁判ではないのだけれど、でも、それで解決させていくみたいないろんな取り組みがありますね、アメリカの場合は。私は専門家ではないから余り詳しくは知らないのですけれど。今、I委員少しうなずかれましたが、何かその方面で御存じだと。

I委員

アメリカにコートTVというのがありまして、それでずっと中継しているようなところもあります。

委員長

そうなのですよ。

E委員

全然違いますよね。

委員長

裁判に対する受け止め方が全然違う。自分たちがやるものだっていうことなんです。だから陪審制度も当たり前のものである。日本の場合はお上がやることですよね。だからそこが随分アメリカとは違うなという感じがしますね。近代に入ったときに、日本は、ヨーロッパが全部できていて、国策をやらなくてはいけな

かったということもあるし、日本人はやはりものの考え方として、お上があつてということがかなり昔からあるのではないかという気がしますね。でも、貴重な御意見をありがとうございました。やはり私どもが見ても絵が少なかったり、動画も少なかったりということもありますものね。そういうことで、親しめるホームページにするために今のような工夫はいいのではないかなということを感じました。

D委員

動画のお話があるのですが、動画は実は動画配信というところに動画が割と載っているのですが、ただ、各手続のところからは行けないはずで。行きにくいのか、行く道があるのかもしれませんが。だから、これを何とかしてほしいなど。せっかくここに動画配信というくくりで載せても皆さん見ない。

委員長

困りごとがあつて、困りごとのところに手続が出たらそれを。

D委員

そうです。それで、動画を載せているのかなというような絵でも載っていれば、そこをクリックしようかなと思うのですが。これのように動画ということだけでくくられると。

委員長

それでまた探さないといけない。

D委員

そうです。だから、とにかく利用者目線で、困りごとから逆算して、こうたどっていけるような形が、大幅に改変が難しいのであれば、先ほどのQ&Aを充実させるなどでいいですが。余りにも裁判所目線で組んだページだなと思います。

委員長

そういう意味では、余り答えが返ってこないかもしれませんが、裁判を利用された人にアンケートを採ったりするなどの努力も要るかもしれませんね。

D委員

広報の点で、先ほど裁判所側が行っているようなイベントについての閲覧が少ないという話もあったのですが、これについては何か分析といたしますか、そもそもそのイベントをどうやって知ったのかとか、民間ではよくこのイベントをどうやって知りましたかと申込者、参加者にアンケートを採るわけですがけれども、裁判所は何かアンケートを採るなどして広報戦略をしているのでしょうか。

事務担当者

電話で受付することに大体なっているのですが、その際にどういうふうに知ったかというのは、一応電話でお答えしていただいているところでして、ホームページで知ったという人は少なく、ほとんどチラシ、学校などにチラシを配っている、それで知って応募しましたという方がほとんどですね。ホームページは余り聞かないです。

事務担当者

補足で、チラシを学校に配ったりもするのですが、新聞の記事にしますと一番反響が大きく、大体その次の日には広報関係の電話が鳴りっぱなしということになって、あっという間にこういうイベントの募集枠が埋まってしまいます。本当はウェ

ブがいいのですが、どちらかというマスコミに頼っているという現状があります。本当はおっしゃるとおり分析したら、ホームページを見てすぐ応募しましたというのが一番うれしいところなのですが、現状としてはそういう感じになっております。

委員長

放送大学もあそこへやると必ず反応があります。だから、例えば記事にすると、親が見てあなた行かないかと勧めるということになりますね。子供は見ることはないでしょうが。

D委員

今の質問に関係しているのですが、裁判所のイベントというのは、民間のイベントと同じように、今ネット検索したら、岡山のイベントは一覧形式でも調べられますけど、これに載せるのはやはり難しいですかね。ああいうところに載せればネットからの応募というのは十分あり得ると思うのですが。

事務担当者

そのあたりも難しいことはないと思うのですが、よく地域紙に載せることもあったりもしますので。そこは募集の期間であるとか、タイミングであるとか、あと掲載料であるとか、いろいろなコストの点もあつたりします。そのあたりを大体勘案して、これを選択せざるを得ないというところが少しあろうかなと思います。予算的なところがあろうかなと思います。

委員長

今の話はホームページから外れて、いろいろなことが出てきましたけれど、新聞の場合ですと、アメリカでは、例えば「こんにちは。」みたいな情報誌に演奏会が

いっぱい載ってるいんですよね。ちょっとした喫茶店などにも、そういう情報が入っていますね。本当にアメリカは機能化した社会というか、そういうのも少し学ぶ必要があるかもしれませんね。ありがとうございます。大分時間が経過してきて、もしもう御意見がなければこのあたりで締めようかと思いますが、いかがでしょうか。

F 委員

この表紙に入っていますジャッジーという蒜山のジャージー牛と裁判のジャッジと両方あると思うのですが、多分このホームページを探していくに当たっては、ある程度の制限もあり、こういうイラストが使えるかどうかという問題がありますが、そういうものは岡山地裁のマスコットとして大いに活用する。岡山県であればももっちが定着をしてまいりました。県のホームページにも、ももっちのページというものがありますし、そういうものをいたるところにいろいろな形でちりばめてアピールをしているところで、是非こういうかわいらしい味のマスコットがいるのであれば、是非大いに活用して、どこにでも載せていって、皆さんに知っていただく必要もあるのかなというふうに思いました。

委員長

ほぼ時間を使い切って、いろんな御意見を頂いたかと思えます。是非裁判所のほうで参考にしていただいて、いいホームページをまたお作りいただければと思います。

(別紙第3)

《次回のテーマに関する意見交換》

委員長

それでは、次回のテーマについて御相談させていただきたいと思いますが、このところずっと裁判所のほうからいろいろ御意見を伺ってるんですが、先ほど新着情報という話が少しありましたが、7月の豪雨災害ということで、いろいろ問題が出てきているので、その紛争解決手段としての民事調停をテーマにしたらどうかと、御意見を頂いております。すごくタイムリーない話じゃないかと思いますが、いや、もっと大事な問題があるということであれば伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。民事調停も、実は何回か前に一度扱ってるんですが、少しこういう災害に関する紛争解決手続ということで特化して多分御議論いただけるかと思っておりますので、よろしゅうございますか。御異論ないようですので、これで次回はお時間を頂きたいと思っております。